

〈判例研究〉

個別信用購入あっせんにおける名義貸しと割賦販売法35条の3の13第1項

〔最判平成29年2月21日(平27(受)659号立替金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件)民集71巻2号99頁、金判1513号16頁、判タ1437号70頁、判時2341号97頁〕

栗原由紀子

I 事実

信販会社X(原告、控訴人、被上告人)は、平成16年4月頃から、呉服や貴金属の卸小売等を業とするZ(本件販売業者)との間で、割賦購入あっせん加盟店契約を締結した。

Yら(被告、被控訴人、上告人)は、平成20年11月から平成23年11月ごろまで、Zに懇請されて、いわゆる名義貸しによる架空の売買契約(本件売買契約)をZとの間で締結し、その購入代金について、Xとの間で本件立替払契約を締結した。本件各売買契約は特定商取引法2条1項に規定する訪問販売に係る契約に該当するものであった。

Zは、本件各売買契約並びに立替払契約の締結をYらに勧誘するに際し、「ローンを組みない高齢者等の人助けのための契約締結」であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない」などと告げた。本件立替払契約書の作成についてはYらの承諾のもと、Zが記載することもあったが、Xからの意思確認の電話対応については、Zからの指示をうけて、Yらが本人であることや契約締結の意思があることなど回答している。本件立替払契約に基づくYらのXに対する支払は、Yら名義の口座から口座振替の方法で行われており、平成23年10月分までは、Zが支払金相当額を上記口座に振り込んでいた。

ところが、平成23年11月28日、Zは営業を停止し、平成24年4月3日に破産手続開始の申立てをして破産手続開始の決定を受けた。

Yらのうち、平成20年割賦販売法(以下、割販法)改正後の契約に係る者(以下、改正後Yら)は、Xに対し、改正後割販法35条の3の13第1項により、改正後契約の申込みの意思表示を取消す旨の意思表示をした。同改正前の契約に係る者(以下、改正前Yら)は、本件売買契約は民法93条但書又は民法94条第1項により無効であるなどとして、改正前割販法30条の4第1項により、上記無効等の事由をもってXに対抗すると主張した。そこでXは、Yらに対し、上記立替払契約に基づく立替金残金等の支払いを求めて訴えを提起した。

第一審(旭川地判平成26年3月28日)は、ZがYらにした「支払負担は不要である旨の説明」が不実告知に当たるとして、Xの請求を棄却したが、控訴審(札幌高判平成26年12月18日)⁽¹⁾は、Zが倒産するまでは当該クレジット代金相当額を実際に負担していたことから、ZがYらに告げた内容は不実告知に当たらないとして、原判決を取消し、Xの請求を認容した⁽²⁾。そこで、Yらが上告。

II 判旨 破棄差戻

「改正法により新設された割賦販売法35条の3の13第1項6号は、あっせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込

書面の取次ぎ等の媒介行為を行わせるなど、あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣旨で、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あっせんについては、消費者契約法4条及び5条の特則として、販売業者が立替払契約の締結について勧誘をするに際し、契約締結の動機に関するものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をした場合には、あっせん業者がこれを認識していたか否か、認識できたか否かを問わず、購入者は、あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたものと解される。そして、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということとはできないから、割賦販売法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない」

「本件販売業者は、改正後契約の締結につ

いて勧誘をするに際し、改正後契約に係る上告人らに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で『支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。』などと告げているところ、その内容は名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても本件販売業者において確実に改正後契約に係る上告人らの被上告人に対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものといえることができる。したがって、…本件販売業者が改正後契約に係る上告人らに対してした上記告知の内容は、割賦販売法35条の3の13第1項6号にいう『購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの』に当たるといえるべきである。」として、原判決を破棄し、「上記告知の内容についての改正後契約に係る上告人らの誤認の有無及び改正前契約に係る上告人らが名義貸しに応じた動機やその経緯を前提にしてもなお改正前契約に係る売買契約の無効をもって被上告人に対抗することが信義則に反するか否か等につき更に審理を尽くさせるため」本件を原審に差し戻した⁽³⁾。

なお、本件には山崎敏充裁判官による以下のような反対意見が付されている。

「…名義貸しの場合は、そもそも商品購入契約が架空のものであり、かつ、そのことを名義貸人が認識しているという点で、同法が保護の対象として予定する場合とは著しく状況を異にするのであって、そうした場合をも…同法の保護の対象に含めるのは、相当とはいえない。」

Ⅲ 研究

1. 個別クレジット契約における名義貸し

本判決は、個別クレジット契約を使用した購入者による「名義貸し」が問題となった事例である。本件のような個別信用購入あっせん関係受領契約（以下、個別クレジット契約）は、販売業者（加盟店）が購入者と信販会社との立替払契約締結に係る手続き等を代行するのが一般的である。それゆえ、販売業者が売買契約締結を装って購入者等他人の名義を借用して、信販会社から立替払金名目で不当に金員を取得することが可能になる。個別クレジット契約は、その構造上、こうした名義貸し（名義借り）の危険を常に内包しているともいわれる⁽⁴⁾。

名義貸人（購入者等）の信販会社への分割支払債務は、本件のように、当初は名義借人（販売業者など）が事実上負担するので問題が表面化しない。しかし、販売業者等が、倒産等により信販会社への返済金負担ができなくなると、形式上、立替払契約の当事者である名義貸人が、立替払契約に基づく信販会社からの支払請求に応じざるを得なくなる。そこで、名義貸人は、信販会社からの支払請求に対して、契約締結意思の不存在等を理由に立替払契約の効力を争い、または当該売買契約の不成立や無効等を理由に抗弁対抗を主張することになる⁽⁵⁾。

確かに「名義貸し」による架空売買契約等において自己名義の使用を許諾した者（名義貸人）は、それによる責任を負わされても仕方ない立場にあり、相手方の名義に対する信頼が保護されるべきである。しかし、信販会社が名義貸し等の事情を知っていた場合にまで支払請求を認めて、これを保護する必要はないという利益衡量の下、民法93条但書類推適用により、その効力を否定するというのが、従来の裁判例の一般的傾向だった⁽⁶⁾。こ

うしたクレジット名義貸しに係る紛争は昭和50年代当初から繰返し発生しているようであるが、結局、これらの争いは、販売業者等の倒産リスクを、名義貸人と信販会社のどちらが負うのという問題でもあった。

名義貸しにもいくつかの類型があるが⁽⁷⁾、とりわけ問題となるのが「目的・条件欺瞞・不実告知型」である。つまり、名義貸人にクレジット契約の名義人になる認識はあるが、販売業者が名義利用の目的、条件に関して巧妙な口実を設けて依頼し、名義貸人が実質的には支払負担不要と思いつき名義貸与を承諾して手続きに協力する場合である。購入者に信販会社等を害する故意がない、いわば「過失による協力型」で、本判決の名義貸しも、この類型に該当するだろう。この場合、名義貸人は自分に支払負担が発生しないからこそ、名義貸しに協力したのであり、後日、信販会社等への支払債務が生じるならば、まさに当該契約締結の動機に不備があったということになる。

さて、平成20年割賦販売法改正により新設された35条の3の13以下により、個別クレジット契約を利用した訪問販売等の契約締結に際し、販売業者等に不実告知があった場合には立替払契約を取消することが可能となった。この法35条3の13第1項における不実告知の対象となる事項として、同6号に「購入者または役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」と規定されることから、この「重要なもの」に契約締結の「動機」まで含むと考えられるのか、そうだとすれば、名義貸しに際して、販売業者の言う「支払負担不要」という説明を不実告知と解して立替払契約を取消しうるのか、ということが問題となり、本判決でも争われた。

本判決は、すでにいくつかの評釈でも述べられているように、改正割販法35条の3の13第1項6号を適用し、その解釈を示した初めての最高裁判決である⁽⁸⁾。そして、本判決で

は、個別クレジット契約に際して名義貸しがなされた場合といえども、名義貸人は保護されるべき購入者として認められた。つまり、販売業者の当該販売契約における「支払不要」や「ローンの組めない高齢者のため」といった不実告知を理由に、立替払契約の取消しが認められ、名義貸しによる架空売買によるリスクを信販会社が負うという判断のなされた、画期的な判決であった。

2. 平成20年割賦販売法改正による不実告知取消権

(1) 不実告知取消権とその責任根拠

平成20年割賦販売法の改正によって個別クレジット契約を利用した訪問販売等5類型（訪問販売、電話勧誘販売、特定連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売）の契約の締結に際し、販売業者が、販売契約または個別クレジット契約に関する不実の告知または事実の不告知を行い、これにより購入者が誤認して契約したときは、購入者は個別クレジット契約を取り消すことができることになった（法35条の3の13～35条の3の16）。このとき、信販会社等の過失の有無は問題とされない。取消事由が存在することを信販会社が認識しまたは認識し得たということは、要件ではないからである。販売業者の「不実告知等」が要件であり、つまり、購入者は、販売業者の不実告知等を立証すれば足り、信販会社の過失の有無を問うことなく個別クレジットを取消して、信販会社へ立替払契約に基づいて払い続けていた既払金の返還請求できる点に、本規定の意義がある。

つまり、従来は、未払金の支払い拒絶を超えて、既払金返還請求を行うことは、信販会社の加盟店調査義務違反ないし過失の存在を立証する必要があったことからすると、本規定により購入者の立証負担が軽減されたといえる。旧割賦販売法（以下、旧法）では、購入者は信販会社に対して未払金の支払拒絶の

抗弁対抗にとどまっていたのに比べ（旧法30条の4）、改正法により、信販会社に対して既払金返還請求まで購入者に認めたことは、消費者保護に大いに資するものがあつた。

改正法において、法35条の3の13以下が新設されたのは、以下のような理由からである。かねてから問題となっていた、いわゆる悪質商法への対応のため、特定商取引法が、訪問販売等の契約締結に際して行った販売業者の不実告知・事実不告知等の勧誘行為による販売契約の取り消しを規定した。ところが、個別信用購入あっせんにおいては、販売業者と信販会社との間の「加盟店契約」、販売業者と購入者との間の「売買契約」、信販会社と購入者の間の「与信契約（立替払契約）」がそれぞれ締結されて三当事者間取引が形成されており、これらの契約は密接不可分に関わり合いながらも、別個契約であるとして、たとえ当該販売契約が販売業者の不実告知や事実不告知等で取り消されたとしても、与信契約の効力には影響がないというのが、従来からの判例理論であった（最判平成2年2月22日）。したがって、購入者は、特商法に基づいて当該売買契約を取り消したとしても、信販会社に対する立替払債務を依然として負い続けたままとなる。未払金については、旧法30条の4による抗弁対抗で拒否できるが、既払金について返還を求めることはできなかったのである⁽⁹⁾。

そこで、個別信用購入あっせんにおける消費者保護の徹底という観点と、信販会社が販売業者等に与信契約の勧誘、申込書面の取次を行わせている実態に着目して、消費者契約法4条、5条を参考に、特定商取引法における上記訪問販売等の5類型に該当する販売業者⁽¹⁰⁾が与信契約の重要事項について不実告知・事実不告知を行った場合には、当該与信契約を取り消すことができるということにした⁽¹¹⁾。このことから、法35条の3の13以下は、消費者契約法4条、5条の特則であり、

いわゆる「媒介者の法理」を採用したものであるといわれている⁽¹²⁾。

消費者契約法5条によれば、事業者から委託を受けた媒介者が、消費者契約法4条に該当する不当勧誘行為を行った場合に、消費者は、委託元事業者に契約取消しを主張することができる。この消費者契約法5条は、民法96条2項の特則である⁽¹³⁾。民法96条2項は、第三者の詐欺について契約相手方の悪意・有過失を詐欺取消しの要件としているが、消費者契約法5条1項は、契約相手方（事業者）の主観的な事情を要件とせず、また消費者契約法4条所定の不実告知等あれば、契約を取り消すことが出来ると規定した。しかし、この「第三者」を民法よりも具体的かつ厳しく制限し、「事業者から媒介の委託を受けていること＝媒介者」でなければならない。これが媒介者の法理である。

そこで、法35条の3の13第1項以下は、販売業者は、信販会社に「委託され」、顧客の勧誘、申込書面作成などの契約締結手続きを「媒介」をしているという取引形態の特徴に着目した上で、販売業者が消費者契約法5条の「媒介者」に該当するものと解して⁽¹⁴⁾、販売業者の購入者に対する不実告知について善意・悪意を問わず、当該個別クレジット契約の取消しを導いたのである⁽¹⁵⁾。また、この「媒介者の法理」の責任根拠が、「報償責任」であるとされることから、販売業者の行為の帰責を信販会社に係らしめる根拠もまた、報償責任主義的観点から正当化する学説が多い⁽¹⁶⁾。しかしながら、本規定の制度設計にあたっては、「販売業者はクレジット業者に代わってといいましょうか、クレジット業者のために活動しているという関係になるという意味で極めて密接な取引関係」にある点や、「販売業者が自ら悪質な勧誘行為・・・を行っている場合には、クレジット事業者はそういったことを知りながらみすみすこれを助長していたもの」ということに着眼してい

たということが、国会において政府参考人から答弁されていることから、本規定の責任根拠が報償責任主義であると必ずしも明言されているわけではない⁽¹⁷⁾。

(2) 不実告知等の対象事由（法35条の3の13①1号から6号）と名義貸し

さて、販売業者が当該販売契約締結に際して不実告知してはならない「重要事項」については、以下のように規定されている。

- ① 支払い総額、支払い額、支払い時期、方法、支払い条件、商品の種類、性質、内容、解除事由等（法35条の3の13第1項1号から5号）。
- ② 「その他個別クレジット契約または販売契約に関する事項であって、購入等の判断に影響を及ぼす重要事項」（法35条の3の13第1項6号）

問題は、包括的規定である本条第1項6号にある「購入等の判断に影響を及ぼす重要事項」の意味内容である。これについては、個別クレジット契約の要素にかぎらず、販売契約の内容に関する事項も含まれるとする。また契約内容のみならず契約に関連ある事項が広く対象となるため、販売契約の「動機」にあたる事項も含まれるともいわれている⁽¹⁸⁾。これに関連して、さらに、販売業者が購入者へ個別クレジット債務の支払負担を不要とする旨の虚偽説明を行うことは加盟店調査義務（法35条3の5）の調査対象事項である「不実告知等による誤認の有無」にも含まれているようである（割販規76条第11項5号）。

3. 本判決の検討

本判決は、購入者の保護という平成20年割販法改正の趣旨に鑑み、クレジットシステムを悪用する加盟店（販売業者）を原因とするリスクは信販（クレジット）会社が負うべきであること、換言すれば、加盟店によるクレジットシステムの悪用防止の責任は、信販会社にあるという点を踏まえた判決ということ

ができる。

まず、本判決は、法35条の3の13第1項を「消費者契約法4条、5条の特則」と理解し、販売業者の不実告知について信販会社がこれを認識していたか否かを問わず立替払契約を取消しうるものであることを確認した。これについて、千葉教授は、「本判決は販売業者を立替払契約の媒介受託者と位置づけただけで、報償責任主義的観点から立替払契約自体の取消権を正当化したわけではない」と評し、本条第1項は、「消費者契約法4条、5条の適用を全面的に排除する点に特則としての意義があるとした⁽¹⁹⁾。これには本条の取消権の責任根拠を「報償責任」と考える論者から、疑問を呈されている⁽²⁰⁾。しかし、本判決の文言を注意深く読めば、本判決が購入者の取消権について報償責任主義的観点に言及するところはなく、むしろ、本条があっせん業者（信販会社）と販売業者の「密接な関係」に着目して、訪問販売等の不当勧誘により契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすい「購入者の保護を徹底させる」趣旨のもとに、購入者の取消権を認めたものと評価することができる。

次に、法35条の3の13第1項6号の「購入者または役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼす重要なもの」という文言については、第一審、控訴審、本判決いずれも、「契約締結の『動機』まで含む」と解した。これは経産省解説も同様の考えであった。しかし、この「動機」をどのように捉えるかについて、第一審、控訴審、本判決にそれぞれ差異が生じていた。第一審は、「支払負担を不要とする旨の説明」を立替払契約締結の動機とし、これを不実告知の対象と捉えた。これに対して控訴審は、「立替金支払のための分割金相当額を改正後Yらの名義の口座に振り込む方法で補填すると約束した」ことを主たる動機と認定し、ZはYらの口座に分割金を振り込んでいたので、Zの述べた内容に虚偽

はなく、不実告知はなかったと判示した。それゆえ控訴審では、本条による取消しが認められなかったのである。

しかしながら、本判決では、①名義貸しが必要な高齢者等がいること、②高齢者等を購入者とする売買契約および商品の引き渡しがあること、③高齢者等による支払いがされない事態が生じた場合であっても、Zが確実にYらのXに対する支払相当額を支払う意思及び能力があるということ、を、「契約締結の動機に関する重要な事項」と認定した。本判決が、このように本件購入者らが、名義貸しを許容した事情そのものを本条6号所定の「重要事項」とし、名義貸人側からの当該立替払契約の取消しを認めたことは興味深い。

さらに、名義貸人の取消権行使ないし抗弁の接続の信義則性についての各審級の判断は以下の通りであった。第一審は本件クレジット取引における立替払契約と売買契約の密接な牽連関係、XとYらの損失負担能力の差があることを併せ考えると、本件取消権行使や抗弁の接続は信義則に反しないと。一方、控訴審は、Yらは名義貸しであることを知っていたし、それが一般常識に照らして不正な取引であることを認識できたということから、従来の名義貸し事例における考え方を踏襲し、購入者等の主張は信義則上許されないとした。

これに対して本判決は「立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても」、「購入者は販売業者に利用されたと評価」できるときは、購入者は保護に値するという。つまり、単に名義貸しをしたというだけでは、名義貸人の権利主張が信義則に反するとして制限されることはないということを明らかにした⁽²¹⁾。

4. 本判決の意義

本判決は、第一に、法35条の3の13第1項

という不実告知取消権の要件について、とりわけ、包括規定である同条第1項6号の「購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすことになる重要なもの」が如何なるものなのか、契約内容や取引条件だけでなく契約締結の「動機」も含まれることを最高裁として初めて明らかにしたという点に意義がある⁽²²⁾。

第二に、本判決は、法35条の3の13条第1項が名義貸し（名義借用）によるクレジット被害の救済に機能すること示した点に大きな意義がある。本判決は、名義貸しを「不正な方法」と認定しながらも、販売業者から購入者である本件名義貸人に本条の「不実告知」があった場合、これにより購入者らが「誤認」して立替払契約が締結された場合は、当該立替払契約の取消しを認めた。これは、本条の新設された経緯とその制度趣旨に鑑みた、新たな解釈論の提示であるとの評価もある⁽²³⁾。

そして、第三に、本判決が、本件「名義貸し」は「販売業者の依頼にもとづくもの」であり、「購入者は販売業者に利用された」とした点にも大いに意義があるといえる。「名義貸し」は、資金繰りに窮した販売業者がクレジットシステムを悪用して購入者との架空売買契約を締結することで立替金を取得しているにもかかわらず、名義貸しを承諾したという点から、従来、名義を貸した購入者の責任を認める裁判例も多かった。控訴審では、本件について「保護に値しない購入者の背信行為」と判断するが、そのような判断が通例であったといえる。しかし、本判決は、本条の不実告知による取消権の該当する事情の説明のなかで、「名義貸し」により締結された立替払契約における購入者を、むしろ、本条により「保護すべき者」と判断している。本条を適用し、このような判断を示した本判決の考え方は、今後の名義貸し事例の被害者救済に大いに資するだろうと考える。

注

- (1) 本控訴審には、以下の評釈が公表されている。宮下修一「判批」私法判例リマックス54号（2017年）42頁。
- (2) 本件控訴審では、その他、改正前Yらの抗弁対抗については、YらがXからの「意思確認の電話」に対して、本人であること、契約締結の意思があること、商品を受け取っていることを回答していることが認められ、それによれば、保護に値しない購入者の背信行為により立替金契約が結ばれたといえる」として、Yらが「抗弁の接続を主張することは、信義則上許されない。」とした。また、Xは「調査義務を尽くしている」として、Yらの主張するXの加盟店調査義務違反、過剰与信防止義務違反も否定された。さらに控訴審では、第一審では争点でなかったクーリングオフの是非も争点になっていたが、名義貸しをしたYらがそれを主張するのは信義則違反で許されないと判じた。
- (3) 本件差戻審は、本判決の趣旨を十分に踏まえた和解条件の下、和解により終結したとのことである。
- (4) 後藤卷則・池本誠司「クレサラ叢書解説編 割賦販売法」(勁草書房 2011年) 473頁。
- (5) 後藤=池本・前掲注(4)473頁。
- (6) 鹿野菜穂子『『名義貸し』における当事者の確定と表見法理』河内宏ら編「市民法学の歴史的・思想的展開」(信山社 2006年) 379頁。
- (7) 名義貸しの類型としては①名義冒用型（販売業者が、購入者に無断で名義を借用して立替払いを締結するもの。通常、名義貸人の責任は否定される）、②狭義の名義貸し（名義貸人がクレジット規約締結過程に何らかの外形の関与をしたと認められる場合であり、名義貸人の責任が肯定される傾向が強い）のうち、i）債務負担行為欺瞞型（名義貸人がクレジット契約締結過程に何らかの外形の関与（契約書面作成、電話意思確認への応答）があるものの、販売業社の欺罔行為によりクレジット債務を負担する認識が欠けている場合）や、ii）目的・条件の欺瞞・不告知型（クレジット契約の名義人になる認識はあるが、名義利用の目的、条件に関して巧妙な口実を設けて依頼することにより名義貸人は実質的には支払負担不要と思わせて名義貸与を承諾して手続きに協力する場合。本件はこれに該当する）、④故意の加担型（名

- 義人が販売業者の経営ひっ迫状況や立替金不正取得の意図や仕組みを理解しつつ、立替金騙取行為に積極的に協力する場合）がある。
- (8) 岡田愛「判批」京女法学12号（2017年）96頁、城内明「判批」現代消費者法36号（2017年）111頁、丸山恵美子「判批」私法判例リマークス56号（2018年）39頁。
- (9) 後藤卷則・齊藤雅弘・池本誠司「条解消費者三法」（弘文堂 2015年）1428頁以下参照。
- (10) したがって、店舗販売や通信販売に係る個別クレジット契約を取り消すことは本条以下の射程外となる。店舗販売や通信販売にかかわる不実告知等による紛争が生じた場合には、消費者契約法4条5条の直接適用による解決の余地があるとされる（後藤＝齋藤＝池本・前掲注(9)1434頁）。
- もっとも、本条立法趣旨からすると、本条の適用範囲を訪問販売等5類型に限定したのは政策的理由からであり、悪質商法として深刻な被害を多発させているという当時の実態を踏まえて特商法の規制とセットでクレジット業者の規制を措置したという経緯であるという（後藤＝齋藤＝池本・前掲注(9)1433頁。及び第169回国会参議院経済産業委員会会議録第15号14頁（橋高公久政府参考人発言））。このように訪問販売等5類型に限定した積極的理由はないようであることから、本条の規定される趣旨に鑑みるならば、店舗販売等の事例においても本条の類推適用の余地があるのではないかと考える。
- (11) 経済産業省商務情報政策局取引信用課編「平成20年度割賦販売法の解説」（日本クレジット協会2009年）221頁
- (12) 後藤＝池本・前掲注(4)314頁、経産省解説・前掲注(11)221頁、座談会「割賦範囲法の大改正」クレジット研究40号23頁以下など、本条の責任根拠を「媒介者の法理」であると指摘する論稿は多い。
- (13) 消費者契約法5条については、消費者庁企画課編「逐条解説消費者契約法（第2版）」（商事法務2010年）159頁、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「コンメンタール消費者契約法（第2版増補版）」（商事法務 2015年）112頁、佐久間毅「消費者契約と第三者・代理」ジュリスト1200号（2001年）62頁、同「消費者契約法5条の展開—契約締結過程における第三者の容態の帰責—」現代消費者法14号（2012年）52頁、宮下修一「消費者契約と媒介—消費者契約法5条の意義」法政研究16巻1・2・3・4号（2012年）35頁など参照した。
- (14) この点につき、中崎隆・小堀靖弘「不実告知取消権に係る重要事項の要件についての最高裁判決一名義貸しを行った者に有利な判決—」金融法務事情2062号（2017年）5頁は、「加盟店が個別クレジット業者のための媒介を行っているか否かにかかわらず、媒介を行っているか否かといえる。ドラスティックな立法である」と評し、この規定を、文言通り適用すれば、名義貸しに加担した者を被害者の犠牲のもとに勝たせてしまうという危惧を提示している。
- (15) 消費者契約法5条と個別クレジット契約の理論的位置づけについて、池本誠司「消費者契約法5条によるクレジット契約の取消」国民生活研究47巻4号（2008年）1頁以下、同「割賦販売法改正後の販売信用・決済に関する論点」鹿野菜緒子ら編「消費者法と民法」（法律文化社 2013年）188頁以下。後藤＝齋藤＝池本「条解」・前掲注(9)1431頁以下参照。
- (16) 信販会社は販売業者の媒介行為により契約締結という利益を得る立場にあるという指摘をして、本判決を評価するものとして、後藤＝齋藤＝池本「条解」・前掲注(13)1444頁、城内・前掲注(8)114頁、平田元秀「判批」消費者法ニュース112号（2017年）135頁、池本誠司「クレジット名義貸し最高裁判決における反対意見の検討—最高裁平29年2月21日判決の理論的根拠—」消費者法ニュース113号（2017年）75頁
- (17) 第169回国会参議院経済産業委員会会議録第15号13頁（橋高公久政府参考人発言）。また経産省解説・前掲注(11)222頁も、本規定の導入にあたっては、販売業者と信販会社との間の「勧誘・契約締結過程における密接な牽連関係」の存在を挙げている。他方、信販会社は販売業者の媒介行為により契約締結という利益をえる立場にあるからこそ、その善意・悪意を問わず媒介者たる販売業者の違反行為に対する責任を負担すべきであるとも解説される。本規定が「媒介者の法理」から導かれることに疑問はないが、そもそも同法理の責任根拠を報償責任主義そのものとすべきか否か、再検討を要すると思われる。
- (18) 経産省解説・前掲注(11)227頁。
- (19) 千葉恵美子「個別信用購入あっせん名義貸し—最三小判平29.2.21の意義と影響—」金融法務

事情2066号（2017年）42頁、43頁。

- (20) 城内・前掲注(8)114頁、平田・前掲注(16)139頁。
- (21) その他、本判決の抗弁対抗の信義則の判断に言及するものとして、池本誠司「クレジット名義貸し最高裁判決における反対意見の検討—最高裁平成29年2月21日判決と抗弁対抗規定への影響—」消費者法ニュース114号（2018年）77頁、丸山・前掲注(8)41頁。
- (22) 経産省解説・前掲注(11)227頁では、「『重要なもの』がどのような事項にあたるかは最終的には司法の判断に委ねざるをえない」としていたところ、本判決により司法判断がされたといえる。
- (23) 千葉・前掲注(19)41頁。